

# 令和 8 年度社会教育主事講習（分割講習）実施要項

## 1. 目 的

本講習は、社会教育法第 9 条の 5 の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、社会教育主事となるべき方に、その職務を遂行するに必要な専門的知識、技能を修得させ社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とします。特に社会教育行政を含めた専門性を身につけて、地域における学びを基盤とした自律的・持続的な活動ができる社会教育人材を養成することを目指しています。

既に社会教育主事の資格を持つ方は、令和 2 年度以降に開設された「社会教育経営論」「生涯学習支援論」の 2 科目の単位修得が認定されると「社会教育士」の称号がえられます。また、これから新たに資格取得を目指す方は、修得すべき全ての科目を修得し単位認定されると「社会教育士」の称号がえられます。

## 2. 講習を行う機関名 宇都宮大学

## 3. 講習の期間及び会場

(1) 期 間 令和 8 年 7 月 27 日 (月) ～ 10 月 12 日(月・祝)

(2) 会 場

① 「生涯学習概論」 オンデマンド（一部オンライン） 受講者の自宅や職場

「生涯学習概論」受講期間 令和 8 年 7 月 27 日 (月) ～ 9 月 11 日 (金)

② 「社会教育経営論」「生涯学習支援論」「社会教育演習」

宇都宮大学峰キャンパス (栃木県宇都宮市峰町 350) 電話番号 028-649-5359

## 4. 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、教育方法、配当時間数及び担当講師

別紙の通り。

## 5. 受講定員 40 名程度

## 6. 受講資格

「社会教育主事講習等規程」第 2 条各号のいずれかに該当する方、または令和元年度以前の講習または養成課程の修了者

## 7. 受講者の選定

受講者は、令和 8 年度社会教育主事講習(分割講習)運営委員会の議を経て選定します。

受講決定者には、受講許可書を交付します。

## 8. 受講の申込み

**申込みにあたり不正や虚偽の内容を提出した場合は、申込みを取り消し、受講決定後は受講決定の取り消し、修了後は修了認定を取り消します。**

(1) 受講希望者は、所定の形式にて、次の書類を取り揃え、宇都宮大学までフォーム並びに電子メールにて提出してください。

・**受講申込期間** 令和 8 年 5 月 11 日 (月) ～ 6 月 12 日(金)

・本学で実施した社会教育主事講習にて社会教育主事の資格を取得された方で、修得証明書が必要な場合は下記までお問い合わせください。

宇都宮大学地域創生推進機構宇大アカデミー 社会教育主事講習窓口

電子メール [uu-syakyoshuji@a.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:uu-syakyoshuji@a.utsunomiya-u.ac.jp)

提出書類  省令第2条の 受講資格等	ア	イ			ウ	エ	オ	カ
	受講申込書(様式1)	卒業証明書	又は 基礎となる教員免許状の写し 教育職員免許状授与証明書	所属長の勤務証明書(様式2)	履歴書(様式3)※	単位修得認定申請書(様式4)	単位修得証明書	社会教育主事講習としての単位の成績・修得証明書(修得した大学・学部・課程・履修年度等が記載されているもの)
第1号該当者	◎	○			◎		△	
第2号該当者	◎		○		◎		△	
第3号該当者	◎	○			◎		△	
第4・5・6号該当者	◎			○	◎		△	
旧課程修了者	◎							○
提出データ形式		PDF	PDF	PDF	PDF	PDF	PDF	PDF

◎…必須、○…該当者は提出、※PCにて作成可 △…単位修得認定申請をする方はエとオを併せてご提出ください。

・証明書等の氏名と現在の氏名が異なる場合には、「戸籍抄本」等の証明書類をあわせて提出してください。

## (2) 提出方法

- ① 受講申込書(様式1)については、以下のリンクよりフォームにてお申し込み下さい。

[令和8年度宇都宮大学 社会教育主事講習受講申込書\(フォーム\)](#)

- ② 様式2～様式4の各種証明書類は、宇都宮大学のホームページからダウンロードしたのち、メールに添付して送信してください。

・用紙のサイズはA4とします。

・メールの件名及び添付ファイル名は、「【分割講習】令和8年度受講申込書一式提出」としてください。

・各種証明書類は、PDFファイル(または画像)にして添付してください。

※提供された個人情報は、本講習の運営にのみ使用し、第三者への開示、譲渡、貸与は行いません。但し、受講申込書にて個人情報の提供に同意された場合は、自治体からの継続的な学習機会に関する情報提供や各自治体の実施する事業への協力依頼をお願いするために、**氏名・所属・提供可能な連絡先**に限って教員・行政職員等は勤務先の都道府県教育委員会へ、一般の方はお住まいの都道府県教育委員会へ情報提供をする場合があります。また、宇都宮大学が講習の運営以外にも、上記項目に限って、継続的な学習機会に関する情報提供等に活用する場合があります。

### 各種証明書類の提出先

・宇都宮大学地域創生推進機構宇大アカデミー 社会教育主事講習窓口

・電子メール [uu-syakyoshuji@a.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:uu-syakyoshuji@a.utsunomiya-u.ac.jp)

- (3) 「受講許可書」及び「受講上の注意」は、電子メールにて6月末日頃までに送付いたします。

## 9. 受講者の参集日時・会場

### 「生涯学習概論」受講の方 オリエンテーション（Zoomにて開催）

受講の方法、課題の提出についての説明がありますので、オリエンテーションに必ずご参加ください。

日時 令和8年7月26日（日） 午後6時00分～午後7時00分

※ZoomミーティングID等は「受講上の注意」に掲載いたします。

### 「社会教育経営論」受講の方（9月19日～21日）

日時 令和8年9月19日（土） 午前8時30分

（受付は、午前8時00分から午前8時30分）

場所 宇都宮大学地域創生推進機構宇大アカデミー（栃木県宇都宮市峰町350）  
峰キャンパス 5号館B棟1階 5B11教室

### 「生涯学習支援論」受講の方（9月22日～23日 26日）

日時 令和8年9月22日（火・祝） 午前8時30分

（受付は、午前8時00分から午前8時30分）

場所 宇都宮大学地域創生推進機構宇大アカデミー（栃木県宇都宮市峰町350）  
峰キャンパス 5号館B棟1階 5B11教室

### 「社会教育演習」受講の方（10月10日～12日）

日時 令和8年10月10日（土） 午前8時30分

（受付は、午前8時00分から午前8時30分）

場所 宇都宮大学地域創生推進機構宇大アカデミー（栃木県宇都宮市峰町350）  
峰キャンパス 5号館C棟2階 5C21教室

## 10. 受講科目

### (1) 分割受講

分割受講を認めます。分割区分は、以下のとおり。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ① 「生涯学習概論 2単位」  | ② 「社会教育経営論 2単位」 |
| ③ 「生涯学習支援論 2単位」 | ④ 「社会教育演習 2単位」  |

単位修得者には、「単位修得証明書」を交付します。

### (2) 既修得単位の認定

単位修得の認定を希望する科目及び単位がある場合は、社会教育主事講習単位修得認定申請書（様式4）に記入の上、証する書類（単位修得証明書のほかシラバスなど内容がわかる書類の提出を求める場合があります。）を添えて申込時に提出してください。

運営委員会にて単位が認定されると、単位修得認定書を交付します。

## 11. 修了の認定

旧課程修了者で本講習の「社会教育経営論」「生涯学習支援論」を修得した方、または社会教育主事講習にて修得すべき全ての科目を修得した方には、「修了証書」を交付します。

## 12. 受講料・テキスト代

受講料・テキスト代として以下の金額が必要です。一度納入された受講料に関しては、いかなる理由があっても返金はいたしません。

また、各種手数料・受講に要するパソコンやネットワーク接続に関する費用は、受講者の負担とします。

受講科目数	受講料	テキスト代	合計
1科目受講の場合	20,000円	5,000円	25,000円
2科目受講の場合	40,000円	5,000円	45,000円

3科目受講の場合	60,000円	5,000円	65,000円
4科目受講の場合	80,000円	5,000円	85,000円

### 13. その他

- ・**受講申込説明会**にご参加ください。(参加必須ではありません。事前申し込みは不要です。)

[対 面] 宇都宮大学峰キャンパス 5号館C棟2階 5C21教室  
5/15(金) 19:00~20:30 5/16(土) 10:00~11:30

[オンライン] 5/18(月)・19(火) 20:00~21:30  
Zoom ミーティング ID: 878 2230 3889 パスコード: uusyakyo  
[R8 年度分割講習\\_受講申込説明会\[オンライン\]](#)

- ・新型コロナウイルス感染症等の拡大状況によっては、予定を変更し、全日程オンラインに切り替えて実施する場合があります。その場合は、別途お知らせします。

- ・**お問い合わせ**は、宇都宮大学地域創生推進機構宇大アカデミー社会教育主事講習窓口までメールにて、お問い合わせください。

メール:[uu-syakyoshuji@a.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:uu-syakyoshuji@a.utsunomiya-u.ac.jp)

電話:028-649-5359 平日・9時~16時 (12時~13時のぞく)

(別紙)

## 令和8年度社会教育主事講習 日程表

科目名	単位数	月 日	時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	講習の種別	実施方法	認定方法	備 考
生涯学習概論	2	( )		3.0	教育の原理と社会教育・生涯学習 生涯学習・社会教育の意義	廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	オンデマンド	レポート	期間 7/27(月)～9/11(金)
		( )		3.0	社会教育法・教育基本法と社会教育	廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	オンデマンド	レポート	期間 7/27(月)～9/11(金)
		( )		3.0	社会教育指導者と社会教育施設	若園雄志郎(宇都宮大学准教授)	講義	オンデマンド	レポート	期間 7/27(月)～9/11(金)
		( )		3.0	社会教育(定義・法令・内容・方法・形態)	廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	オンデマンド	レポート	期間 7/27(月)～9/11(金)
		( )		3.0	社会教育(歴史・海外の動向・民間団体)	上田孝典(筑波大学准教授)	講義	オンデマンド	レポート	期間 7/27(月)～9/11(金)
		( )		3.0	生涯学習関連施策の動向(教育委員会と首長部局)	土崎雄祐(宇都宮大学コーディネーター)	講義	オンデマンド	レポート	期間 7/27(月)～9/11(金)
		( )		3.0	家庭・学校・地域の連携と社会教育 ～学校を核とした地域づくりを中心に～	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	講義	オンデマンド	レポート	期間 7/27(月)～9/11(金)
		8/28 (金)	20:00-21:30	1.5	まとめ・ふりかえり	廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事) 土崎雄祐(宇都宮大学コーディネーター) 桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	講義	オンライン	レポート	期間 7/27(月)～9/11(金)
			小 計	22.5						
科目名	単位数	月 日	時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	講習の種別	実施方法	認定方法	備 考
社会教育経営論	2	9/19 (土)	8:40-11:50	3.0	社会の変化と社会教育の役割	若園雄志郎(宇都宮大学准教授) 廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス 5号館B棟1階 5B11教室
		9/19 (土)	12:40-15:50	3.0	社会教育行政のしくみ	若園雄志郎(宇都宮大学准教授) 廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス 5号館B棟1階 5B11教室
		9/19 (土)	16:00-17:30	1.5	社会教育施設の経営	若園雄志郎(宇都宮大学准教授) 廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス 5号館B棟1階 5B11教室
		9/20 (日)	8:40-11:50	3.0	地域づくりと社会教育	若園雄志郎(宇都宮大学准教授) 廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス 5号館B棟1階 5B11教室
		9/20 (日)	12:40-15:50	3.0	地域人材と社会教育	若園雄志郎(宇都宮大学准教授) 廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス 5号館B棟1階 5B11教室
		9/20 (日)	16:00-17:30	1.5	デジタル技術の進展と社会教育におけるコーディネート	若園雄志郎(宇都宮大学准教授) 廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス 5号館B棟1階 5B11教室
		9/21 (月)	8:40-11:50	3.0	社会教育を推進する地域ネットワークの形成	若園雄志郎(宇都宮大学准教授) 廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス 5号館B棟1階 5B11教室
		9/21 (月)	12:40-15:50	3.0	学習成果の評価と活用	若園雄志郎(宇都宮大学准教授) 廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス 5号館B棟1階 5B11教室
		9/21 (月)	16:00-17:30	1.5	ふり返し・まとめ	若園雄志郎(宇都宮大学准教授) 廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス 5号館B棟1階 5B11教室
			小 計	22.5						

科目名	単位数	月 日	時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	講習の種別	実施方法	認定方法	備 考
生涯学習支援論	2	9/22 (火)	8:40-11:50	3.0	学習支援に関する教育理論	廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館B棟1階 5B11教室
		9/22 (火)	12:40-15:50	3.0	学習支援の方法	廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館B棟1階 5B11教室
		9/22 (火)	16:00-17:30	1.5	デジタル技術を活用した効果的な学習支援の方法とネットワーク	廣瀬隆人(一般社団法人とちぎ市民協働研究会代表理事)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館B棟1階 5B11教室
		9/23 (水)	8:40-11:50	3.0	参加型学習の実際とファシリテーション	若園雄志郎(宇都宮大学准教授)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館B棟1階 5B11教室
		9/23 (水)	12:40-15:50	3.0	学習プログラムの編成(理論編)	若園雄志郎(宇都宮大学准教授)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館B棟1階 5B11教室
		9/23 (水)	16:00-17:30	1.5	デジタルデバイドの解消を進める学習プログラムの編成(実践編)	若園雄志郎(宇都宮大学准教授)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館B棟1階 5B11教室
		9/26 (土)	8:40-11:50	3.0	実践効果的な学習支援方法	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス大会館多目的ホール
		9/26 (土)	12:40-15:50	3.0	学習プログラムの編成と実践 「社会教育士ラウンドテーブル」の企画と実践	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス大会館多目的ホール
		9/26 (土)	16:00-17:30	1.5	ふり取り・まとめ	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	講義	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス大会館多目的ホール
			小 計	22.5						
科目名	単位数	月 日	時 間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名	講習の種別	実施方法	認定方法	備 考
社会教育演習	2	10/10 (土)	8:40-11:50	3.0	社会教育事業計画の企画・立案の理論と方法について学習したうえで、基礎的な企画について演習。	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館C棟2階 5C21教室等
		10/10 (土)	12:40-15:50	3.0		桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館C棟2階 5C21教室等
		10/10 (土)	16:00-17:30	1.5		桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館C棟2階 5C21教室等
		10/11 (日)	8:40-11:50	3.0	地域課題等を題材にし、学習プログラムの企画立案、展開案、チラシ等の作成までの流れをグループワークにて実践し、体得する。	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館C棟2階 5C21教室等
		10/11 (日)	12:40-15:50	3.0		桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館C棟2階 5C21教室等
		10/11 (日)	16:00-17:30	1.5		桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館C棟2階 5C21教室等
		10/12 (月)	8:40-11:50	3.0	社会教育事業計画の評価・まとめ ポスターセッション等によりそれぞれの学習プログラムを発表し、相互に評価しあう。	桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館C棟2階 5C21教室等
		10/12 (月)	12:40-15:50	3.0		桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館C棟2階 5C21教室等
		10/12 (月)	16:00-17:30	1.5		桑島英理佳(一般社団法人とちぎ市民協働研究会)	演習	対面	レポート	宇都宮大学峰キャンパス5号館C棟2階 5C21教室等
			小 計	22.5						

## ○社会教育法（抄）（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

〔最終改正〕 令和四年法律第六十八号

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
  - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
  - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
  - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

## ○社会教育主事講習等規程（抄）（昭和二六・六・二一 文部省令第一二号）

〔最終改正〕 令和七年文部科学省令第十八号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の五第二項及び社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号）附則第二項の規定に基き、社会教育主事講習等規程を次のように定める。

目次

**第一章** 社会教育主事の講習（第一条—第九条）

**第二章** 準ずる学校（第十条）

**第三章** 社会教育に関する科目の単位（第十一条）

附則

**第一章** 社会教育主事の講習

（趣旨）

**第一条** 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第九条の五に規定する社会教育主事の講習（この章中以下「講習」という。）については、この章の定めるところによる。

（講習の受講資格者）

**第二条** 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十五条第二項各号（第三号及び第八号を除く。）のいずれかに該当する者
- 四 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 五 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者

六 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

(受講申込)

**第二条の二** 講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

(科目の単位)

**第三条** 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目	単位数
生涯学習概論	二
生涯学習支援論	二
社会教育経営論	二
社会教育演習	二

第四条及び第五条 削除

(単位の計算方法)

**第六条** 講習における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項に定める基準によるものとする。

(単位修得の認定)

**第七条** 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

2 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第三条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目の単位を修得している場合には、その単位修得をもつて同条の規定により受講者が修得すべき科目の単位を修得したものと認定することができる。

3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で、第三条に規定する科目の履修に相当するものを行つている場合には、当該学修を当該科目の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

(修了証書の授与)

**第八条** 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 講習を行う大学その他の教育機関の長は、前項の規定により修了証書を与えたときは、修了者の氏名等を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

(講習の委嘱)

**第八条の二** 法第九条の五第一項の規定により文部科学大臣が大学その他の教育機関に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況並びに受講者に係る地域の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに適当と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

(実施細目)

**第九条** 受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

○社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令等の施行並びに 社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて（通知）

[通知（7文科教第801号）](#) 令和7年7月31日